二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県関市神野字迎イ畑一六三三の一、一六四三、字高山一七三二の一、板取字アラス二五三、上之保字小市洞二四七五一の一、二四七五三、二四七五七の七、二四七五七の一、二四七六七、字長場地二四七七四の一、二四七七四の二、二四七七六の一、二四七七六の三、二四七七六の四、二四七七八の二四、字戎岩二四八三一、二四八一八の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木桑原字西山五六四から五六六まで、五六八、五六九(次の図に示す部分に限る。)、今津町保坂字セチケ谷二三七の八、二三七の一二、二四八、犬上郡多賀町大字大杉字萱谷五二〇・五二六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山五六四から五六六まで・五六八(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、五六九、字セチケ谷二三七の八・二三七の一二・二四八・字萱谷五二〇・五二六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁並びに高島市役所及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町辻字大怒田山五五六の一(次の図に示す部分に限る。)、五五七、五七一、五七五、甲五七七、字幸神谷一〇〇一、畠敷町字二本松九二の一、一〇〇二、一一五から一一九まで、字城平一三五から一四一まで、庄原市東城町戸字字円能寺一二二の一、一二二の二、一二七の一から一二七の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大怒田山五五六の一、五五七・五七一・五七五・甲五七七・字幸神谷一〇〇一・五七五・甲五七七・字幸神谷一〇〇一・字二本松九二の一・一〇〇二・一一六・字城平一三八・一三九(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)、字円能寺一二二の二、一二七の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字弥蘇山二六、二七、三一の一、北広島町南方字明道二八九七、甲二八九九、志路原字青木二〇六八、二〇七三の一、二〇八〇、石井谷字長安九七から一〇一まで、本地字立平一五七六、一五八九、字大乗巌一六八二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字弥蘇山二六・二七・三一の一・字明道二八九七・甲二八九九・字青木二〇六八・二〇七三の一・二〇八〇・字長安九七から一〇一まで・字立平一五七六・一五八九・字大乗巌一六八二(以上十六筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上田市古安曽字大窪三八一の一、三八九、三九〇、三九一の一、三九二から三九四まで、三九五の一、三九五の二、三九七、字森下四一三、四一四、字小平四一八の一、四一八の二、四二〇、四二三のイ、四二三のロ、四二四、四二五、四二六のイ、字大平四五四の二、四五五から四六一まで、四六四、四六九、四七〇のイ、四七〇のロ、四七八、四七九、字初ノ入七三五、七三六、七三七のイ、七三七のロ、七三七のハ、七三七のニ、七三七のホ、七三七のヘ、七三八から七四一まで、字吉沢入一四〇〇の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字森下四一三、四一四、字小平四一八の一、四一八の二、四一九の一、四一九のイ、四二〇、四二三のイ
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)